

嘉永七年における摂津国八部郡神戸村への触伝達について

―ロシア船ディアナ号来航時を中心に―

有賀 陽平

はじめに

本稿では、神戸市立中央図書館所蔵の「神戸村文書」¹の中から、嘉永七年（一八五四）「御触書御廻状留」²を素材に主に後にあげる三点について検討を試みる。

対象とする嘉永七年は、九月にロシア海軍中將プチャーチンが率いる軍艦ディアナ号が大阪湾に來航し、十一月四日・五日には安政南海地震と呼ばれる大地震が発生しており、重大な事件が重なった一年であった。

前提として、神戸村は摂津国八部郡の東端に位置し、嘉永七年時点で石高五四三石六斗四合、家数六八五軒（高持四一七軒・水呑二六八軒）、人数二五四九人という規模の村である。³ 尼崎藩領であったが明和六年（一七六九）の上知以降は幕領となり、当時においては、谷町代官川上金吾助⁴の支配所である。

これらを踏まえ検討する事項として、まず一点目に、嘉永七年の一年間に神戸村へ伝達・記録された触の性質についてである。一年間

という限られた期間ではあるが、全ての触の内容と伝達方法、発出元を一覧化することで、神戸村に伝達された触の性質を概観したい。⁵ その中から、広域支配を担う大坂町奉行と個別領主である谷町代官のそれぞれから発出される触、海岸村であることによる浦触などを確認する。

次に、二点目として、ディアナ号来航時の触の詳細についてである。ディアナ号来航時に谷町代官役所や西宮・兵庫へ派遣された谷町代官手代から神戸村へ発出された触の内容と伝達範囲から、谷町代官およびその下僚の大阪湾の海防における役割の一端を明らかにしたい。

加えて、三点目として、ディアナ号の來航以前から明石藩による当該地域への海防派兵に至るまでの谷町代官による海防態勢の整備についてである。大阪湾の海防については、近年研究の進展が著しく、その射程は海防政策を推進する幕府・藩のみに留まらず、派兵人足の徴発や台場築造の技術者や労働者など、民衆や地域社会にまで及んでいる。⁶ その中で、ディアナ号来航時の海防派兵の重要な鍵を握った神戸村の史料を手掛かりに個別領主である谷町代官により行われた派

兵元である明石藩、派兵先である神戸村との海防態勢整備についてを
先行研究を踏まえつつ確認する。

一 神戸村に伝達された触―嘉永七年の場合―

個別の事例を検討する前提として、平常時における触の性質を確認する必要がある。対象とする嘉永七年「御触書御廻状留」に記録された全ての触等の一覧が【表1】である。記録された触の種類として、郡触（大坂町奉行郡触）・代官触・浦触（川触）が確認できる。また、触以外にも奉行所等への出頭を命じる差紙や触に関連した村々の間の書状等も書き留められている。

ここでは、特に大坂町奉行による触と谷町代官役所による触を比較検討する。残念ながら、本史料中においては、伝達ルートを前後の各村名まで記録したものはない。しかし、どこから触が到達したのかについては、到達した日時と共に記録される場合が多く、その傾向を確認できる。嘉永七年において神戸村へ触を伝達した村のうち、記録が最も多いのは、神戸村の西に隣接する二ツ茶屋村であり、次点は摂津国菟原郡脇浜村である。ただし、脇浜村から到達するものはほぼすべてが浦触であるため、大坂以西の海岸沿いに伝達される浦触ルートに機械的に当てはめることができるだろう。

二ツ茶屋村から伝達された触をみると、大坂町奉行郡触により伝達される江戸触は全て二ツ茶屋村からであり、大坂町奉行が独自に発出した触も、後述の安政南海地震の津波による安政度内裏造営用材の流出に関する浦触一件と大坂船手奉行と連名で発出された浦触二件を

除き、すべて二ツ茶屋村から到達している。ここから、大坂町奉行郡触については、一定の伝達ルートを辿ったものとすることができるだろう。

一方で、谷町代官役所より発出された触は、そもそもどこから到達したのか記録されない場合が多い。記録されたものに限られるが、その中でも様々な伝達ルートが存在したことが見て取れる。まず、村継による廻状形式の触では、神戸村の北に位置する花熊村や大坂町奉行郡触と同様に二ツ茶屋村から到達する場合があり、その伝達ルートは一樣ではなかったと考えられる。また、谷町代官役所から神戸村へ宛てられるものや「持下」のように、直接的に到達するものもあった。このように谷町代官役所から発出される触については、さらに時期の範囲を広げた横断的検討が必要であると考えられるため、本稿では大坂町奉行の郡触に比して多様な伝達ルートを取ることを指摘するに留める。

なお、江戸触については、大坂町奉行と谷町代官役所の双方から同一内容の触が到達した場合確認できる。両者の関係は、渡邊忠司氏により端的に明らかにされている⁷。渡邊氏によれば、支配所の優先権は代官にあり、この場合の大坂町奉行による触は、江戸からの触を伝達する職務に依拠し発出されたものとされる。神戸村において重複する触はこれに当てはめることができるだろう。嘉永七年においては、谷町代官役所からの触が必ず先着し、両者の間には、一カ月以上の大きな伝達速度の差が生じている場合も確認できる。今後これらの傾向を明らかにするためにも、神戸村をはじめとする谷町代官支配所における事例の蓄積が必要である。

では、大坂町奉行が独自の発出元となる触はどのようなものがあるのか。嘉永七年においては、七件（大坂船手頭との連名を含めると九件）の触がこの条件に該当する。

本稿において、特筆すべきは、安政南海地震に関する触（史料1）である。安政南海地震では、嘉永七年一月四日朝に地震、五日夜に再震と津波が発生したことが記録されている。神戸村および兵庫津付近の被害は軽微であったようだが、大坂においては、特に津波による被害が大きく、安治川・木津川河口付近に停泊していた船も例外ではなかった。また、同所には船以外に材木が集積されており、それらも津波により流失する事態に陥った。この中には、同年に焼失した京都御所の造営に用いる御用材も含まれていた。大坂町奉行は、摂津国西成郡南新田（現・大阪市此花区）から播磨国加古郡高砂（現・兵庫県高砂市）までの海岸村に対して、それらの流失散乱への対応を浦触形式で命じているのである。

幸運なことに、この触を発出した大坂西町奉行川村修就自筆の日記である「日新録」が残されており、津波対応に追われる大坂町奉行の動向が菅良樹氏により明らかにされている。それによれば、川村は一月六日に木津川口、七日に安治川口をそれぞれ見分したことが記録されており、菅氏が大坂市中への「町触」について指摘するのと同様に、これらの見分が八日午上刻のこの触の発出にも関係した可能性が推測される。

なお、平時における御用材の流失散乱に関する触は、勘定奉行および勘定吟味役から浦触として発出されている。これに類して、災害時の緊急対応として大坂町奉行が触を発出したと考えられる。その後、

流失した御用材に関しては、御用材納方の用達である中村七兵衛と信濃屋庄三郎の代理の者が確認に海岸村々へ出向いている。この際、巡回した用達の代理者たちが持参した書付（史料2）は谷町代官から発出されている。摂津国のみでなく、播磨国までを対象とする浦触に類似する形式であり、谷町代官の役割・権限を考える上で興味深い。

二 ロシア船ディアナ号来航時における神戸村への触伝達

本章では、嘉永七年九月一五日にディアナ号が和歌山沖に出現してから、一〇月三日に大阪湾を退帆した後までに神戸村に出された五通の触の内容と発出方法から谷町代官役所が果たした役割を考察する。

まず、前提としてディアナ号来航時における上方の幕府支配機構の役割については、菅良樹氏が大坂西町奉行について、高久智広氏が大坂町奉行と大坂船手頭について、それぞれ明らかにしている。ただし、大坂町奉行と大坂船手頭は当初より行動を共にし、ロシア使節の応接に当たっていること等から共通点も多い。また、活動範囲についても大坂付近を中心としている。そこで西摂地域の幕府支配を担う谷町代官の役割の一端を代官役所およびその手代から出された触の内容の検討により探ってみたい。

では、ディアナ号来航から退帆までの触を時系列に沿って確認する。以下、丸数字は【史料3】と対応している。

① 【代官触】九月一八日辰中刻到来（発出日：九月一七日）

発出元：（大坂）谷町代官役所

宛先：神戸村・二ツ茶屋村・兵庫津・吉田新田・今和田新田・東

尻池村・西尻池村・駒ヶ林村・東須磨村・西須磨村右村々役人
 ディアナ号が九月一五日に紀州沖へ現れたことを伝える最初の触
 である。要旨は沖合に船影が見えても騒ぎ立てないよう取り締ま
 り、早速注進することを命じるものである。

②【代官手代触】九月一八日夜（発出日：九月一八日）

発出元：（西宮）谷町代官手代江並林八郎・石井益太郎
 宛先：御影村・神戸村・二ツ茶屋村・兵庫津

要旨は九月一九日未明段階における海上状況の報告を命じるもの
 である。ディアナ号の進路等について、支配村からの情報収集を
 企図したのだろう。宛先が兵庫津までに限定されるのは、手代二
 名が各村からの状況報告により、兵庫へ向かうか否か等の判断材
 料とすることを考えられる。結果的に、翌一九日には兵庫から次
 の触を発出している。

③【代官手代触】九月一九日卯中刻、二ツ茶屋村より到来

（発出日：不明）

発出元：（兵庫）谷町代官手代江並林八郎・石井益太郎
 宛先：二ツ茶屋村・神戸村から横屋村（摂津国菟原郡）まで
 次章で取り上げる海防派兵（「御固」）について、各村へ心得を求
 めるものである。前日一八日早朝、神戸村においても沖合にディ
 アナ号の船影を認め、二ツ茶屋村と共に明石藩への注進を行って
 いる。

④【代官触】九月二二日曉七時半時、谷町御役所より到来

（発出日：九月二〇日）

発出元：（大坂）谷町代官役所

宛先：三村・新田三村・下「濱カ」・外川「かしカ」。具体的な村
 名は不詳。

海防派兵に関する浮説について、この派兵は全て「御固」である
 と否定し、混乱の抑制を図っている。これは、九月一九日に大坂
 三郷中へ宛てて出されたものと同内容である。¹²つまり、大坂市
 中に出された内容を受けて発出されたものと考えられる。具体的
 な宛先の村名が記されていないが、谷町代官役所より直接神戸村
 へ到達しており神戸村以西へ伝達されたと推定される。

⑤【代官触】一〇月八日夜子中刻、脇浜村より到来

（発出日：一〇月八日）

発出元：（大坂）谷町代官役所

宛先：鳴尾村より西須磨村まで右村々役人
 ディアナ号が大坂湾から退帆したことに伴い、海防派兵として進
 駐していた各藩兵が撤退することを伝えるものである。

これら五通について、まず発出元をみると、代官手代が派遣され、
 彼らも発出元となっている点特徴的である。ディアナ号来航時には、
 江並林八郎³と石井益太郎⁴が西宮から兵庫まで移動していたことが確
 認できる。西宮および兵庫は、幕府の直轄地として勤番所が置かれ、
 大坂町奉行の与力・同心が詰めていた。しかし、それぞれの地方は谷
 町代官所支配であり、異国船来航時も他の支配所と同様に計らう
 べきとされていたことが、嘉永七年二月に谷町代官川上金吾助と鈴木
 町代官増田作右衛門が連名で大坂城代へ提出した上申書の内容から分
 かる。¹⁵これが代官手代が派遣された理由としてまず考えられる。

次に、発出元が代官役所と代官手代の二つに分かれることの要因

について、触の宛先を参考に考えたい。各宛先をみると、摂津国八部郡（旧生田川以西）の幕領・沿岸部の村のみを対象にするものと、より広範囲を対象にするものがある。さらに個別をみると、①は八部郡の神戸村以西の海岸村、②は西宮と兵庫間の特定の海岸村、③は神戸以東の大坂と兵庫の中間付近までの海岸村、⑤は摂津国武庫郡・菟原郡・八部郡の海岸村全域である。これから、触の緊急度に応じて、伝達範囲が決められていたと推定できる。特に③については、海防派兵により尼崎・明石両藩の藩兵が幕領へ進駐することに伴い、早急に伝達が必要であったと考えられる。推測の域を出ないが、大坂・谷町代官役所から西へ、兵庫の手代から東西へそれぞれ触を分担して発出することで伝達の効率化を図ったのではないだろうか。このように、派遣された手代には、異国船の動向に関する情報収集・集約という役割は勿論のこと、非常時には支配所への触伝達を効率化する臨時の出先機関という役割があったと考えられる。

最後に、内容については、沿岸の村々に海上監視を命じるものと、異国船や海防派兵に対して静観することを命じるものの二点に大別できる。このうち、海上監視については、次章の海防派兵等における地域社会の役割という点にも関係するものである。他方、民衆の鎮静化を図るものについては、大坂市中とも共通点があり、広域性を持ったものと位置づけられる。特に、支配関係を越えた海防派兵は、地域社会において、相当の緊張感を生じさせたと考えられる¹⁶。谷町代官役所においても、事前にそのような懸念を持ったからこそ、村々の心得を求めたと推測できる。

三 ロシア船ディアナ号来航時における明石藩の海防派兵と地域社会

本章では、ディアナ号の来航時の海防派兵について、神戸村周辺への派兵を担当した明石藩と神戸村を含む西摂沿岸の幕領村の動向を検討したい。

嘉永七年「御触書御廻状留」には、一月二六日に次の廻状が到達したと記録されている。

正月廿六日未上刻到来 持廻り

海岸御備向之儀二付申渡義有之間村役人之内寺人ツ、印形持参、来ル廿八日四ツ時可罷出、此廻状村下令受印早々順達従留村可相返者也

川上金吾助

正月廿五日 御役所

神戸村・二ツ茶屋村・東尻池村・西尻池村・駒ヶ林村・東須磨村・西須磨村右村々役人

谷町代官役所から、摂津国八部郡の海岸村である神戸村・二ツ茶屋村・東尻池村・西尻池村・駒ヶ林村・東須磨村・西須磨村へ宛てられたものである。この際に、申し渡された内容についての記録は管見の限り見いだせていないが、嘉永七年一月は、当該地域における海防態勢の整備において重要な時期であった。そのため、この段階に至るまでの西摂沿岸の幕領、具体的には、神戸村以西の摂津国八部郡の海

岸村における幕府支配機構と海防担当藩の海防態勢の調整過程を先行研究から確認する。

このうち、明石藩の海防派兵態勢においては、義根益美氏が藩士の書状を用いて検討している。¹⁷ 義根氏によれば、嘉永三年時点で、大坂東町奉行芝田康直から明石藩の派兵の持ち場について確認が行われている。この際に確認された事項は、兵庫津以外の摂津国八部郡も明石藩の持ち場であるか否かであり、前出の嘉永七年二月に川上金吾助・増田作右衛門が提出した上申書以前に、大坂町奉行が行った幕領の海防担当範囲の確定作業を示す史料としている。

その後、嘉永七年一月に取り交わされた明石藩と谷町代官との申合により、従来の代官からの指示により派兵する態勢から、持ち場の村々からの注進により、派兵部隊を幕領内へ越領させることが可能となったことが、高久智広氏によって明らかにされている。¹⁸ この際、変更の理由として幕領村から谷町代官を経由し、明石藩へ派兵を要請するルートでは、「程遠手間取」ることが挙げられており、地理的關係に基づく情報伝達の効率化が意識されていたことが読み取れる。¹⁹

こうして両者の申合で決定した海防態勢が、神戸村以西の摂津国八部郡の海岸村にも伝達されたのが、本章の冒頭に挙げた記録といえるだろう。実際に、ディアナ号来航時に、明石藩に対して即座に注進を行ったのが、神戸村と二ツ茶屋村であり、この海防態勢が機能していたことが分かる。結局のところ、谷町代官からも派兵の申達が到着しているが、神戸村をはじめとする沿岸村々が異国船の動向監視の役割を担っていたと言える。異国船監視という点では、江戸湾における海防について、様々なレベルの情報ネットワーク構築が明らかにされ

ている。²⁰ そのため、それらの海防態勢における情報ネットワークの事例との比較も期待される。

なお、高久氏により、「明石藩日記 三冊之内二」²¹ から、明石藩は神戸村と二ツ茶屋村からの注進があるまで、播磨国明石郡塩屋村の「御領分境」で一度停止するはずであった可能性が示唆されている。高久氏によれば、明石藩は独自にディアナ号の来航を確認していたが、幕領への越領には、派兵先からの注進が必要であったという。前章で代官手代から発出された緊急性の高い触とした【史料3】^③では、代官手代から支配所へ派兵のがある旨の心得が命じられていた。これとあわせて検討すると、幕領へ明石藩兵が進駐することが、重大な懸念事項であったということがより鮮明になるだろう。

おわりに

本稿では、重大な事件が複数発生した嘉永七年「御触書御廻状留」を取り上げ、主に非常時において、谷町代官の支配所へ伝達・記録された触を検討した。平常時では、大坂町奉行が発出する郡触の伝達について規則性が確認できたが、より多くの数を占める谷町代官役所が発元となる触については、明確な規則性が明らかにできなかった。幸運なことに「神戸村文書」には享和三年（一八〇三）以降、三〇冊を超える触留帳が含まれるため、更なる分析が期待される。

一方で、異国船来航時において、谷町代官役所が支配所において整備していた海防態勢について、記録された触からその実態を傍証することが一定程度可能であった。当時の海防態勢では、手代の派遣と

その手代からの触の発出もあらかじめ考慮されていたのではないだろうか。さらに踏み込んでいえば、手代から発出される触の内容から、手代には異国船の動向を把握する役割と代官役所の出先機関として、触を発出し、伝達の効率化を図ることで他領からの海防派兵に伴う民衆の混乱を抑制する役割があったと推測される。それらの一端を触から見るができる。

また、先行研究において度々指摘されるように、異国船来航という危機に対して、在坂役人には当時の海防派兵態勢や所領が錯綜することが海防に支障をきたすという認識があった。²² そのために、義根氏が明らかにしたように、嘉永三年段階から持ち場の確認作業が行われ、嘉永七年一月に領主である谷町代官と明石藩の申合および谷町代官役所から神戸村等の支配所への申渡により、三者で異国船来航時の海防態勢について、共通認識が形成されていたと考えられる。

これまで来航以後の大阪湾における海防施策の画期的事件として取り上げられてきたディアナ号の来航について、来航以前から地域社会も包摂した谷町代官による海防態勢の整備が行われていたことを部分的ではあるが、明らかにできたのではないだろうか。他方で、平時に伝達・記録された触や廻状等については、筆者の力量不足により、多くを検討できていないため、それらを横断的に分析することを今後の課題としたい。

【史料編】

【史料1】

十一月十日辰上刻脇浜村へ到来

此度禁裏御所向御普請御用材当地安治川・木津川両川内其外二相囲置候分、当五日夜高波二而右御用材之内散乱流失いたし海表へ流出候趣二相聞候間見当り候ハ、早々月番之奉行所へ可訴出候、右御用材江打有之極印写相添遣候、若隱置後日相糺候ハ、重吟味急度可申付者也、但此触状浦々順々相廻触留兵庫番所江可持参候

寅十一月八日午上刻

対馬 御印

信濃 御印

摂州西成郡南新田

播州高砂迄海岸付

村々

新田 庄屋

年寄

支配人

御用材二打有之候目印極印并切判形

(極印・切判形省略)

右之通候事

【史料2】

十一月十六日持参当村二而四人止宿

禁裏御所向御造営御用材納方御用達中村屋七兵衛・信濃屋庄三郎運送着木之分大坂安治川木津川口へ繫置候処、去ル五日津波二而海中流散之御材木多分有之浦々へ流寄候哉も難計旨申立、右二付七兵衛・庄三郎代之もの浦々廻村御用材見改候条、材木類流寄有

之候村々ハ右之者共見分差支無之様可取計候、此書付披見之上右
代之もの共江可相返者也

寅十一月十一日 川上金吾助御役所

大坂安治川口へ

海岸通

へ摂津／播磨へ国津々浦々役人

【史料3】

①九月十八日辰中刻到来

一昨十五日異国船壹艘紀州沖相見候処、今晚二至加太浦沖江颯参
候之趣其筋を通達有之候付、其村々沖合ニ異国船帆形等相見候
共不騒立様小前末々之者共取締置早速注進可致、此廻状刻付を
以早々順達留りる可相返者也

寅九月十七日 川上金吾助御役所

寅上刻

神戸村

二茶屋村

兵庫津

吉田新田

今和田新田

東尻池村

西尻池村

駒ヶ林村

東須磨村

②九月十八日夜

異国船渡来ニ付種々之風評有之候間明十九日未明遠沖之様子得と
見届西宮我等共御用先可被相届候、以上

川上金吾助手代

寅九月十八日

江並林八郎 印

石井益太郎 印

御影村

神戸村

二ツ茶屋村

兵庫津

右村々役人中

③九月十九日卯中刻二ツ茶屋村へ到来

異国船渡来ニ付其村々江御固人数差出方諸家御達相成候間、何村
へ人数出張相成候哉も難計旨其段可相心得候、此廻状刻付を以
早々順達從留村我等共之旅宿兵庫津へ可被相返候、已上

兵庫津御用先

川上金吾助手代

江並林八郎 印

石井益太郎 印

二ツ茶屋村

神戸村

外村々

西須磨村 右村々役人

横屋村迄

④九月廿一日曉七ツ半時谷町御役所へ到来

此度異国船渡来ニ付兼而御用被仰附有之武家人数場所へ罷越候ニ付而ハ浮説等も可有之哉ニ候得とも、右ハ全御固として御差置相成候儀ニ而、異国船之儀者願筋有之渡来いたし候哉ニ相聞候間、村々之もの共不騒立様可致候

一異国船船掛りいたし居候場所江見物之船乗出し近寄候儀者決而不成旨村役人共ハ嚴重取締若不相用もの有之ニおゐてハ早々可申出候

一異国船渡来申諸廻船入津出船共聊差滞候儀無之筈ニ候間、安心いたし無危踏諸荷物運送可致候

右之趣小前末々之者迄不洩様可申聞候、此廻状村下令受印早々順達留村へ可相返者也

九月廿日 川上金吾助御役所

三村

新田三村

下「濱カ」

外川「かしカ」

⑤十月八日夜子中刻脇浜村へ到来

異国船退帆ニ付諸家御固人数引上候様諸家役人江及達候間村々番小屋等引払諸事平常之通相心得、尤火之元等可入念旨小前之者共江も可申聞候、此廻状村下令受印早々順達留村へ可相返者也

寅十月八日 川上金吾助御役所

鳴尾村へ

西須磨村迄

右村々役人江

翻刻文の掲載に当たっては、本文中を含め、常用漢字を使用し、紙幅の都合上、一部改行・闕字・平出等を省略している。また、適宜訓点、並列点を付したほか、（ ）は筆者による注記を、「」は虫損等判読困難な文字の推定を、へ／＼は割書を示す。

【附記】

本稿の執筆にあたり、高久智広氏から多大なご教授を賜った。ここに記し厚く御礼申し上げます。

(京都府立大学共同研究員・神戸市立中央図書館学芸員)

【註】

1 「神戸村文書」の概要については、神戸市教育委員会、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター『「神戸村文書」の世界』、二〇二〇、二〇三頁にまとめられている。

2 嘉永七年「御触書御廻状留」(神戸市立中央図書館所蔵「神戸村文書」七―S―二七(二八六))。

3 嘉永七年三月「家数人数増減書上帳」神戸市文書館所蔵「辰巳太郎家文書」三五、神戸市教育委員会『神戸市文献史料』六、一三一―一三三頁(ここでは「辰巳喜三八氏所蔵文書」、前掲『「神戸村文書」の世界』)。

4 川上充成。嘉永元年(一八四八)二月二日大坂(谷町)代官へ場所替。摂津・

- 河内国堤奉行と廻船改を兼帯。安政二年（一八五五）三月二十九日陸奥国川俣代官へ転出。（村上直ほか編『徳川幕府全代官人名辞典』、東京堂出版、二〇一五、一四六～一四七頁）。
- 5 なお、神戸村はいわゆる畿内近国地域であり、当該地域の触伝達については、村田路人氏により詳細に分析、分類がなされている。本稿でも氏の成果に基づき稿を進める。（村田路人『近世畿内近国支配論』、塙書房、二〇一九ほか）。触の定義についても、氏の「触には厳密な意味における法令・制規だけでなく、実務的な通知なども含まれていると見るべきである」（前掲村田（二〇一九、二二七頁）という見解に基づくこととする）。
- 6 特に大阪湾の海防については、後藤敦史・高久智広・中西裕樹編『幕末の大阪湾と台場：海防に沸き立つ列島社会』戎光祥出版、二〇一八が詳しい。
- 7 渡邊忠司『大坂町奉行と支配所・支配国』、東方出版、二〇〇五、九七～一〇一頁、第三章註一六。
- 8 震災予防調査会編『大日本地震史料』乙巻、思文閣、一九七三、三六八頁。
- 9 菅良樹『近世京都・大坂の幕府支配機構：所司代城代定番町奉行』、清文堂、二〇一四、四二五～四五七頁。
- 10 前掲菅（二〇一四）ほか。
- 11 高久智広『幕末維新期の畿内における海防・開港政策と地域社会—大坂町奉行と地域社会の関係にみる—』、神戸大学博士論文、二〇一九、一〇七～一五三頁ほか。
- 12 九月十九日「口達（異国船渡来二付、町々騒敷儀者勿論、右見物之船差出候儀仕間敷、并諸廻船入津出船共、聊無危踏諸荷物運送可致事）」（達二四二二）、大阪市参事会編『大阪市史』第四下巻、大阪市参事会、一九一三、二二〇九～二二一〇頁。
- 13 江並は一二月に摂津国菟原郡熊内村からの御用材搬出に關係し、兵庫に出向していることが分かる。【表一】八七

- 14 嘉永三年「県令集覽」にそれぞれの名前が確認できる。（国文学研究資料館所蔵、Y 一二〇一—三二三、「国書データベース」<https://kokushonijl.ac.jp/biblio/200019659/>）。また、石井益太郎は、前任の谷町代官である竹垣三右衛門時代から継続して谷町代官の下僚であったことが、嘉永元年「県令集覽」から確認できる。（国立国会図書館所蔵、DIG-NDLD 一九〇〇四、「国立国会図書館デジタルコレクション」<https://doi.org/10.11501/2532598>）
- 15 「二月代官上申書（第一九三号の別紙二）大坂城代へ海岸警衛の件」、「攝泉播三ヶ國海岸御備向之儀御尋二付申上候書付」、東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書五、東京大学、一九一四、三二八～三四三頁。該当部分の抜粋は次の通りである。「但、西宮并末ヶ條二申上候兵庫津地方者金吾助支配、人別者大坂町奉行支配二有之、海岸之儀文政八四年中、其節之支配同役共、大坂町奉行江及掛合候処、両所共右海防之儀者、其所勤番組之もの并所役人共江、兼而心得方申渡置候得共、地方ハ御代官所之儀ニ候得者、海岸異国船渡来之節者、外御代官所同様可取計旨挨拶有之候」。
- 16 同様に海防担当藩と幕領の村々が支配関係を超えて相對することにより、両者の間に強い緊張感が生じた事例として、岡山藩と高松藩がそれぞれ人足や陣屋地の大阪周辺の幕領から調達に苦戦したことが、上田長生氏によって明らかにされている。上田長生「幕末期畿内の社会状況—大阪湾警衛を中心に」、前掲後藤ほか（二〇一八）、九七～一八八頁。
- 17 義根益美「幕末期海岸防備対策からみる明石藩の特質—家老黒田長棟が残した史料からみえてくるもの—」、『神女大史学』三三、神戸女子大学史学会、二〇一六、二三～四一頁。
- 18 高久智広「幕末維新期の兵庫・神戸港域の「政治都市化」とその意義：幕藩領主層・都市下層民と兵庫町方の関係性の分析から」、『歴史学研究』

(一〇五四)・二〇二四、八八―一〇〇頁。

19 兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史』史料編幕末維新一、兵庫県、一九九八、一〇
～一二頁(「明石藩記録」)。なお、派兵に至る一連のものとして、九月一八日付の神
戸村と二ツ茶屋村からの注進もここに記録されている。

20 清水詩織『近世後期の海防と社会変容』、勉誠社、二〇二四ほか。

21 愛知県公文書館所蔵、E〇〇〇〇〇三八〇〇〇、「愛知県公文書館所蔵資料検索

システム」[https://www.i-repository.net/il/meta/pub/G00000606bunsho2bos_](https://www.i-repository.net/il/meta/pub/G00000606bunsho2bos_E0000038000)
E0000038000)。

22 後藤敦史「総論―幕末政治史と大阪湾の台場」、前掲後藤ほか(二〇一八)・一二
～四一頁、岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』、柏書房、二〇〇六、二四〇～
二六二頁ほか。

【表1】 嘉永7年「御触書御廻状留」内容一覧

番号	月	日	時刻	前村・持参者ほか	内容	伝達方法	発出元①	発出元分類①	発出年月日①	発出元②	発出元分類②	発出年月日②	宛所	備考
01	01	09	x	二ツ茶屋村	去々亥年城州・河州・摂州・和州大川筋御普請人用銀納方等2条	村継	因幡・信濃	大坂町奉行	丑12月	x	x	x	村々庄屋年寄	
02	01	13	x	二ツ茶屋村	古金銀引替再延引	郡切・村継	江戸	x	10月	因幡・信濃	大坂町奉行	嘉永6年10月	村々庄屋年寄	
03	01	24	x	二ツ茶屋村	人別帳差出等11条	村継	川上金吾助御役所	谷町代官役所	1月7日	x	x	x	x	
04	01	26	未上刻	x	呼出 海岸御備向申渡	持ち回り	川上金吾助御役所	谷町代官役所	1月25日	x	x	x	神戸村・二ツ茶屋村・東尻池村・西尻池村・駒ヶ林村・東須磨村・西須磨村右村々役人中	2通同着
05	01	26	未上刻	x	去々子年江戸廻米買納代銀相場違不足分上納	村継	川上金吾助御役所	谷町代官役所	1月18日	x	x	x	右村々役人	2通同着
06	01	29	未下刻	x	呼出	x	西番所	大坂西町奉行所	1月28日	x	x	x	神戸村松屋五兵衛・同五郎兵衛	
07	02	09		二ツ茶屋村	東海道甲州道中宿因窮につき人馬・川場賃御増	郡切・村継	江戸	x	丑11月	因幡御判・信濃御判	大坂町奉行	嘉永6年11月	村々庄屋年寄寺社家	
08	02	11	辰下刻	花熊村	紀州日前宮・国掛宮勅化御免	村継	(江戸)	x	丑12月	川上金吾助御役所	谷町代官役所	1月29日	x	2通同着
09	02	11	辰下刻	花熊村	南銀上銀を以て一朱銀を改鋳	村継	(江戸)	x	丑12月	川上金吾助御役所	谷町代官役所	1月29日	x	2通同着
10	02	23	戌下刻	x	呼出 兵庫役宿河内屋善兵衛方へ	x	大坂盗賊方役人	大坂町奉行所盗賊方	2月22日	x	x	x	神戸村天満屋安次郎・同家みよ・所之者	
11	02	29	x	魚崎村	去々年夏銀のうち不足銀納につき	村継	川上金吾助御役所	谷町代官役所	x	x	x	x	神戸村・走水村・兵庫津地子方・石井村	

12 ◆	03	08	x	傳藏	一朱銀通用開始	持下り (傳藏)	(江戸)	x	寅1月	川上金吾助御役所	谷町代官役所	寅2月19日	x	
13 ●	03	19	x	二ツ茶屋村	紀州日前宮・国掛宮勅化御免	村繼	江戸	x	丑12月	信濃御印・因幡御印	大坂町奉行	嘉永6年12月	村々庄屋年寄寺社家	3通同着
14	03	19	x	二ツ茶屋村	東海道・中山道・奥州道中・甲州道中宿因窮につき人馬賃銭割増	村繼	江戸	x	丑12月	因幡御印・信濃御印	大坂町奉行	嘉永7年1月	村々庄屋年寄寺社家	3通同着
15 ▲	03	19	x	二ツ茶屋村	南嶺上銀を以て一朱銀を改鋳	村繼	江戸	x	12月	因幡御印・信濃御印	大坂町奉行	嘉永7年1月	村々庄屋年寄寺社家	3通同着
16	03	21	曉寅中刻	x	呼出	x	川上金吾助御役所	谷町代官役所	寅3月20日	x	x	x	神戸村庄藏・右村役人	
17	04	01	x	二ツ茶屋村	去丑年城州・河州・摂州・和州大川筋御普請入用銀	村繼	因幡・信濃	大坂町奉行	寅3月	x	x	x	村々庄屋年寄	
18 ◆	04	20	未下刻	x	一朱銀通用開始	郡切・村繼	江戸	x	1月	因幡御印・信濃御印	大坂町奉行	嘉永7年2月	村々庄屋年寄寺社家	2通同着
19	04	20	未下刻	x	東海道伏見宿外三ヶ宿因窮につき人馬賃銭割増	郡切・村繼	江戸	x	寅1月	信濃・因幡御印	大坂町奉行	嘉永7年2月	x	2通同着
20	04	21	午刻	x	呼出	x	東番所	大坂東町奉行所	4月20日	x	x	x	神戸村柴屋普次郎・庄屋	
21	05	19	已上刻	岩田屋為助	御所造営材木寺社境内百姓持山等より買上につき取調	村繼	川上金吾助御役所	谷町代官役所	寅5月18日申上刻	x	x	x	x	
22	05	21	未上刻	二ツ茶屋村	三州岡崎六所大明神神主大竹敏負、山城・摂津・三河・近江・信濃・丹波・備中にて勅化御免	郡切・村繼	江戸	x	寅2月	因幡御印・信濃御印	大坂町奉行	嘉永7年3月	村々庄屋年寄寺社家	
23	05	25	午下刻	x	呼出	x	東番所	大坂東町奉行所	5月24日	x	x	x	神戸村松屋五郎兵衛	
24	06	02	未中刻	二ツ茶屋村	摂河泉攝のうち、御所造営材木寺社境内百姓持山等より買上につき再取調	村繼	信濃御印・因幡 (参府につき印形無)	大坂町奉行	嘉永7年5月	x	x	x	村々庄屋年寄寺社家	
25	06	05	子中刻	二ツ茶屋村	御用異国間大小4挺ほか江戸へ回漕	浦触	筑後御印	長崎奉行	寅4月24日	x	x	x	(長崎より大坂) 御領私領津々浦々庄屋年寄	
26	06	20	x	兵庫	代官役宅修繕その他郡中割銀	村繼	川上金吾助御役所	谷町代官役所	寅6月	x	x	x	右村々庄屋年寄支配人	
27	06	27	申下刻	x	京都・大坂・堺より流入肥前五島へ移送	浦触	佐野亀五郎御印・川村対馬守御印・佐々木信濃守御印	大坂船手奉行 (佐野)ノ大坂町奉行 (川村・佐々木)	嘉永7年6月	x	x	x	従大坂肥前五嶋送御料私領浦々庄屋年寄	
28	07	02	x	岩田屋為助	緋香榊業取調につき	村繼	川上金吾助御役所	谷町代官役所	7月2日	x	x	x	神戸村・兵庫・白川ほか (虫損判読不可)	

29	07	10	巳刻	二ツ茶屋村	元代官辻富次郎または家来を名乗る者、支配所村々へ罷越金銀無心につき、もし来村の際は留置、早速訴え出るべきこと	村継	川上金吾助御役所	谷町代官役所	寅7月8日	x	x	x	x	x	x
30	07	10	巳刻	二ツ茶屋村	書状「上記の廻状につき、灘目惣代中参会の上、用達大坂屋へ願出によるものと断り		二ツ茶屋村八郎右衛門	x	7月10日	x	x	x	x	x	
31	07	10	午下刻	二ツ茶屋村	書状「元代官辻富次郎来村、面談の上、上記の谷町代官役所からの廻状を伝え、大坂屋にて事実相調へ取り計らい然るべきはずと申入、以後廻村はないたらうと心得として各氏へ申上	x	薬山八郎右衛門	x	7月10日	x	x	x	x	生嶋四郎太夫様・中西善右衛門様・塚本善左衛門様・植田市左衛門様	
32	07	14	x	x	書状「元代官辻富次郎大坂屋へ罷出、取り計らいを断られたため、再度廻村の可能性あり、上記の谷町代官役所からの廻状の通り断るよう心得のこと	x	薬山八郎右衛門	x	7月14日	x	x	x	x	生嶋四郎太夫様・中西善右衛門様・村上五郎兵衛様	
33	07	19	酉上刻	脇浜村	松平肥前守へ渡す櫓・塀材大坂より肥前国まで回漕につき	浦触	佐野亀五郎御印・川村対馬守御印・佐々木信濃守御印	大坂船手奉行嘉永7年7月27日 (佐野)/大坂町奉行(川村・佐々木)	7月27日	x	x	x	x	従撰州大坂肥前国佐賀迄御料私領浦々庄屋年寄	
34	07	25	申下刻	x	呼出	x	川上金吾助御役所	谷町代官役所	7月25日	x	x	x	x	神戸村伊助・真蔵・卯之助・吉蔵・勘次郎・音吉、二ツ茶屋村文蔵・重吉・仙助・喜平次・四右衛門・喜兵衛、走水村政七、魚崎住吉カ村善五郎、駒ヶ林村幸三郎、利平次、花熊村仁右衛門養子岩五郎、鳥原村吉之助、右村々役人	
35	閏07	13	巳下刻	x	在方三商(質屋・古手屋・古道具屋)仲間不加入取締につき	郡切・村継	信濃御印・因幡(就参府無印形)	大坂町奉行	嘉永7年5月	x	x	x	x	村々庄屋年寄等社家	

36	閏 07	17	辰上刻	x	荒地・起返・取下場其外免上田和成屋敷等見分出役につき	持ち回り	川上金吾助御役所	谷町代官役所	閏7月16日	x	x	x	摂州武庫郡今津村仁左衛門・西宮町方・同濱方、同州宛原郡東明村善右衛門・鍛冶屋村市左衛門・熊内村藤左衛門、同州八郎郡神戸村四郎太夫・五郎兵衛・二ツ茶屋村八郎右衛門・花熊村五郎兵衛・兵庫津地方・同地子方・原野村市兵衛・東下村伊左衛門、同州有馬郡唐櫛村太右衛門	
37	閏 07	17	申中刻	二ツ茶屋村	東海道品川宿六ヶ宿兩隣につき人馬賃銭割増・甲州道中玉川渡船井同道中浅川川越賃銭割増	郡切・村継	江戸	x	寅5月	信濃御印・対馬(未在坂無之ニ付無印形)	大坂町奉行	嘉永7年6月	村々庄屋年寄寺社家	
38	閏 07	24	已上刻	x	呼出「神戸村中之町茶屋長助・二ツ茶屋村鉄砲町煙草屋伊兵衛伴幾套、去ル戌年難風に逢い、異国へ吹き流され、今般長崎表渡来船召連れにつき長崎奉行所より懸合につき	x	川上金吾助御役所	谷町代官役所	閏7月23日	x	x	x	神戸村・二ツ茶屋村役人	
39	閏 07	25	暮方	飛脚便	神戸村米屋喜兵衛、神戸村五郎兵衛より借用の年賦銀元利128匁1歩延滞につき、米月朔日までに返済の場合は吟味	飛脚	川上金吾助御役所	谷町代官役所	閏7月25日	x	x	x	右村(神戸村)役人	
40	閏 07	28	申刻	二ツ茶屋村	紀州熊野三山貸付金兵庫津東出町渡瀬屋治兵衛支配家屋敷貸付所引払、貸付返納方江戸堀四丁目貸付所にて取扱につき	郡切・村継	信濃・対馬	大坂町奉行	嘉永7年6月	x	x	x	村々庄屋年寄寺社家	
41	08	03	x	x	当寅年貢銀初納・二納・三納につき	村継	川上金吾助御役所	谷町代官役所	8月朔日	x	x	x	右村々(神戸村・二ツ茶屋村・走水村)役人	
42	08	14	朝	ぞこや弥三兵衛	呼出	持参	東番所	大坂町奉行所	8月12日	x	x	x	神戸村茶屋庄兵衛・庄屋・年寄	

43	08	20	夜	x	呼出	x	川上金吾助御役所	台町代官役所	8月20日	x	x	x	石屋村東屋安兵衛・神戸村鵜屋茂右衛門・右村々役人	
44 ■	08	24	朝	ニツ茶屋村	天保五兩割金寅10月で通用停止につき	村継	(江戸)	x	(七月)	川上金吾助御役所	台町代官役所	8月22日	x	
45	08	26	西下刻	脇浜村	松平薩摩守台場附のため、3艘薩摩国において製造江戸表へ回送につき	浦触	伊予御印・左衛門御印・加賀御印・河内御印・土佐御印	勘定奉行	寅8月	x	x	x	摂津大坂方・播磨・備前・備中・備後・安芸・周防・長門右国々海付御料私領寺社領寄御代官役所へ相違名主組頭	「追而此触書并難形共唐・備前・備中・備後・安芸・周防・添早々相廻し、早々長門右国々海付御留宿村継を以最御料私領寺社領寄御代官役所へ相違名主組頭夫の御勘定所へ可相返候」
46	08	26	西下刻	脇浜村	(松平薩摩守台場附のため、3艘薩摩国において製造江戸表へ回送につき)	浦触	(伊予御印・左衛門御印・加賀御印・河内御印・土佐御印)	(勘定奉行)	寅8月	x	x	x	大坂方・播州明石・淡路・阿波・土佐・伊予・讃岐・同国小豆嶋・塩のみ書上。「船難形ハ廻嶋・直嶋・右国々海付御料私領寺社領名主組頭	
47	08	27	夕方	x	呼出	x	兵庫番所御判	兵庫勘番所	8月27日	兵庫津惣会所	その他	8月27日	①神戸村鵜屋由兵衛・村役人/②神戸村役人中	
48	09	03	丑中刻	兵庫津	川上金吾助田方検見御用につき人馬差出覺	村継	川上金吾助手代和田孫兵衛印・石黒享平印・桑名徳十郎印・岡田儀一郎印・中西仙次郎印	谷町代官手代	寅8月25日	x	x	x	別紙廻村順帳「寅田方検見廻村順帳・村々役人中」別記あり	
49	09	03	x	x	呼出 兵庫津役宿豊嶋屋喜兵衛方へ	x	大坂西盗賊方役人	大坂西町奉行所盗賊方	寅9月3日	x	x	x	神戸村役屋和三郎・所之もの・右村方へ	
50	09	04	巳下刻	x	金吾助田方検見御用4日摂州岩屋村泊り、以降廻村の村々諸事差支無きよう取計心得につき	村継	川上金吾助手代和田孫兵衛印・石黒享平印・桑名徳十郎印・岡田儀一郎印・中西仙次郎印	谷町代官手代	(9月4日)	x	x	x	河原村・横屋村・弁当持参屋深江村・守具村・六日泊り西之宮・今津村・屋嶋尾村・尼崎・神崎・北野村右村々役人	

51	09	13	夜四ツ刻頃	x	枋買入酒込様参入別・塚高・石数取調につき口達	x		増田作右衛門御役所	鈴木町代官役所	x		大坂屋定次郎	用達	寛9月10日	神戸村・二ツ茶屋村・花熊村右村々御役人中	
52	09	14	八ツ時	x	呼出	x		兵庫番所	兵庫勤番所	9月14日	x		x	x	神戸村礼場町山屋宗七・所之もの	
53	09	16	未中刻	x	呼出 兵庫津岡方惣会所へ	x		兵庫番所	兵庫勤番所	9月16日		岡方惣会所	その他	x	①神戸村礼場町山屋宗七・松源助・所之もの / ②神戸村役人中	
54	09	16	申中刻	兵ごさこや弥三兵衛	呼出	持参		東番所	大坂東町奉行所	9月14日	x		x	x	神戸村柴屋庄兵衛・庄屋・年寄・所之もの	
55	09	18	辰中刻	x	昨15日異国船1艘紀州沖へ、今晚加太浦沖へ来帆につき、帆形を見ても騒ぎ立てぬよう取慎、早速注進すべきこと	村継		川上金吾助御役所	谷町代官役所	寛9月17日寅上刻	x		x	x	神戸村・二ツ茶屋村・兵庫津・吉田新田・今和田新田・東尻池村・西尻池村・駒ヶ林村・東須磨村・西須磨村右村々役人	
56	09	18	夜	x	異国船渡来につき種々風評あり、明日19日未明連沖の様子を西宮御用先へ届出るべきこと	村継		川上金吾助手代江並林八郎印・石井益太郎印	谷町代官手代	寛9月18日	x		x	x	御影村・神戸村・二ツ茶屋村・兵庫津右村々役人中	
57	09	19	卯中刻	二ツ茶屋村	異国船渡来につき村々へ諸家御固出張心得のこと	村継		兵庫津御用先川上金吾助手代江並林八郎印・石井益太郎印	谷町代官手代	x	x		x	x	二ツ茶屋村・神戸村・外村々横屋村迄	
58	09	21	暁七ツ半時	谷町御役所	異国船渡来につき、武家出兵に関する浮説否定、騒ぎ立て禁止、見物として船で接近することの禁止、諸廻船の入津・出船・諸荷物運送は安心して行うべきこと	村継		川上金吾助御役所	谷町代官役所	9月20日	x		x	x	三村・新田三村・下「濱カ」・外川「かしカ」	
59 ■	09	23	酉上刻	二ツ茶屋村	天保五酉判金寅10月で通用停止につき	村継		江戸	x	7月		対馬御印・信濃御印	大坂町奉行	嘉永7年閏7月	村々庄屋年寄等社家	
60	09	28	午中刻	x	呼出	x		西宮番所	西宮勤番所	9月28日	x		x	x	神戸村庄屋四郎大夫	
61	10	08	子中刻	脇浜村	異国船追帆につき諸家御固引上、諸事平常の通り心得のこと	村継		川上金吾助御役所	谷町代官役所	寛10月8日	x		x	x	鳴尾村方西須磨村迄右村々役人	
62	10	12	四ツ時	兵ご座古屋弥三兵衛	呼出	持参		東番所	大坂東町奉行所	10月11日	x		x	x	神戸村柴屋庄兵衛・庄屋・年寄・所之もの	

63	10	20	x	大坂二而奉受	当寅御物成江戸二条大坂詰米大豆割賦	村繼	川上金吾助御役所	谷町代官役所	10月17日	x	x	x	x	前書村々役人(神戸村・二ツ茶屋村・走水村・兵庫津地方・兵庫津地子方・東尻池村・西尻池村・駒ヶ林村・西須磨村・東須磨村・西代村・大手村・板宿村・妙法寺村・車村・白川村)	
64	10	20	夜九ツ時	西宮	呼出 西宮役宿へ	x	大坂東盗賊方役人	大坂東町奉行所 盗賊方	10月20日	x	x	x	x	神戸村松屋五兵衛・清水屋忠兵衛・松屋五郎兵衛・なだ屋政右衛門・新左衛門後家みさ・網干屋栄次郎・かみ屋藤吉・柴屋与兵衛・同甚兵衛・所のもの、右村々所のもの	
65	10	21	夜五ツ時	x	呼出 西宮役宿へ	x	大坂東盗賊方役人	大坂東町奉行所 盗賊方	10月21日	x	x	x	x	所のもの、右村々所のもの、神戸村塩屋直助・村々庄屋年寄寺社家	
66	10	27	朝	二ツ茶屋村	長崎廻寒天井世上食用角寒天大坂町人 尼崎又右衛門一手指締復古につき 東海道六郷川渡船役因縁につき渡船賃銀割増	郡切・村繼	対馬御印・信濃御印	大坂町奉行 盗賊方	嘉永7年8月	x	x	x	x	村々庄屋年寄寺社家	2通同着
67	10	27	朝	二ツ茶屋村	呼出 御用宿兵衛津神明町河内屋善兵衛へ	郡切・村繼	江戸	x	寛文7月	対馬・信濃	大坂町奉行	嘉永7年8月	村々庄屋年寄寺社家	2通同着	
68	10	晦日	未下刻	x	呼出 御用宿兵衛津神明町河内屋善兵衛へ	x	大坂西盗賊方森八三郎	大坂西町奉行所 盗賊方	x	x	x	x	x	神戸村生の森庄次郎・所のもの	
69	11	01	巳上刻	x	在年中の柴屋栄蔵へ船入・櫓舟差入につき	x	東番所印	大坂東町奉行所	寛10月晦日	大坂屋定治郎	用達	x	①神戸村柴屋吉右衛門 / ②右村(神戸村)御役人中		
70	11	01	巳中刻	x	呼出 御用宿兵衛津神明町河内屋善兵衛へ	x	西盗賊方嶋田栄太郎	大坂西町奉行所 盗賊方	寛11月朔日	x	x	x	x	神戸村生ノ森庄治郎・所のもの	
71	11	02	巳中刻	二ツ茶屋村	禁裏御所向御普請三付摂州八郡郡兵衛津・西須磨村・同州武庫郡西宮・同州菟原郡熊内村御休の御材木大坂安治川九條村并西野新田木置場へ廻木・出水・海上難破の際は集め置きのこと	川触	利喜次印・(退出)奥三・助左印・藤助印・(退出)岩太・(無出席)伊予・(御用)左衛門・加賀印・河内印・土佐印	勘定吟味役・勘定奉行	x	x	x	x	x	「川触」と表題あり	

72	11	02	巳中刻	二ツ茶屋村 此度京都御普請につき別紙のとおり觸	村繼	川上金吾助御役所	谷町代官役所	寛10月晦日	x	x	x	西須磨村役人	上記川触に別紙として付属カ
73	11	06	六ツ時	(右同所より) 渡 呼出	x	東番所	大坂東町奉行所	11月5日	x	x	x	神戸村庄兵衛・庄屋・年寄・所のもの	
74	11	06	酉下刻	脇浜村 福王三郎兵衛御代官所飛州南方山内材木樽木大坂まで運送、尾州白鳥湊中村や七兵衛・同国大野村薩摩屋九郎右衛門へ受負申付、尾州白鳥湊より大坂まで運送につき、散乱の際は海岸村集め置、最寄代官所等へ注進のこと	浦触	利喜印・(御用) 興三・勘定吟味役・勘助左印・藤助印・岩太印・伊予印・左衛門印・加賀印・河内印・土佐印	勘定吟味役・勘定奉行	寛8月5日	福三郎兵衛御印	飛騨郡代	寛8月6日	尾張国白鳥湊の三河・伊勢・志摩・紀伊・和泉・播磨・淡路・阿波・讃岐・摂津右国々海辺附大坂川崎送御料私領私領寺社領名主組頭百姓	
75	11	10	辰上刻	脇浜村 築裏御所向御普請御用材安治川木津川に繋留分、当月5日夜高波にて散乱流失につき、見当たり次第月番奉行所へ派出のこと	浦触	対馬御印・信濃御印	大坂町奉行	寛11月8日午上刻	x	x	x	摂州西成郡南新田の播州高砂送海岸付村々新田庄屋年寄支配人	
76	11	13	午下刻	持廻り廻状 当月5日夜高波につき、安治川海口淺土砂積五合船流失のうち、魚崎村浜へ2艘、新在家村・大石村・神戸村浜へ1艘ずつ流着のところ、請負摂州中村善五郎請取に罷越につき、相渡すべきこと	村繼	川上金吾助御役所	谷町代官役所	11月12日	x	x	x	摂州近原郡魚崎村・新在家村・大石村・神戸村右村々役人	
77	11	16	x	持参 築裏御所向御造管御用材納方御用達中村屋七兵衛・信濃屋庄三郎安治川・木津川口に繋留の御用材、去5日津波にて海中流失のため当人ら廻村の上見分につき、差支なく取り計らうべきこと	持参	川上金吾助御役所	谷町代官役所	寛11月11日	x	x	x	大坂安治川口の海岸通摂津・播磨国津々浦々役人	「当村二而四人止宿」
78	11	23	辰下刻	x 呼出	x	西番所	大坂西町奉行所	11月22日	大坂屋定次郎印	用達	11月22日	神戸村米屋秀吉・同村林屋芳五郎・同村山口屋亀吉・所のもの	
79	11	23	辰中刻	x (神戸村・二ツ茶屋村・走水村・兵庫津地方・兵庫津地子方・兵庫地子方船連上、神戸村二ツ茶屋村中宮村花熊村北野村宇治野村立会新田) 当寅御年貢皆済帳割賦につき来月10日納むべきこと	村繼	川上金吾助御役所	谷町代官役所	11月21日	x	x	x	右村役人	2通同着

80	11	23	辰中刻	x	(神戸村・二ツ茶屋村・走水村・兵庫津地方・兵庫津地子方)役宅修繕入用ほか郡中割掛銀12月10日までに大坂屋定次郎方へ相掛るべきこと	村藤	川上金吾助御役所	谷町代官役所	11月	x	x	x	x	x	神戸村油縁入油屋市蔵・所のもの	2通同着
81	11	24	未中刻	x	呼出	x	西番所	大坂西町奉行所	11月23日	大坂屋定次郎印	用達	11月23日	神戸村油縁入油屋市蔵・所のもの			
82	11	26	夕方	x	呼出	持参	東番所	大坂東町奉行所	11月25日	x	x	x	神戸村柴屋庄兵衛・庄屋・年寄・所のもの			
83	11	28	未刻	x	呼出	x	東番所	大坂東町奉行所	11月27日	大坂屋定次郎印	用達	x	神戸村柴屋善次郎・所のもの			
84	11	29	夜	かめ木	呼出	飛脚	川上金吾助御役所御印	谷町代官役所	寅11月28日	x	x	x	神戸村百姓秀太郎・榎取久五郎・水主門蔵・国泰・辰五郎・留蔵・龍蔵・重太郎・炊乙松・右代兼久五郎・差添村役人・右村庄屋年寄	2通同着		
85	11	29	夜	かめ木	神戸村百姓傳藏次男弥三吉諸事の田畑家屋敷欠所の申付、新鶴奉行所よりあり、取調書面をもって申立るべきこと	飛脚	川上金吾助御役所	谷町代官役所	寅11月28日	x	x	x	右村役人	2通同着		
86	12	07	巳上刻	脇浜村	松平土佐守衛分より買上の諸材、土佐国・江戸深川木場より大坂まで廻木につき、海上難波の際は海岸付の村々で集め置き、最寄代官所へ早速注進すべきこと	浦触	利喜次御印・(御用)興三・助左御印・藤助御印・岩太御印・(退出)伊予・左衛門御印・(退出)加賀・河内御印・土佐御印	勘定吟味役・勘定奉行	寅9月7日	武州葛飾郡長嶋村名主保之助印	その他	寅9月9日未中刻	武蔵・相模・伊豆・駿河・遠江・三河・尾張・伊勢・志摩・紀伊・和泉・淡路・阿波・讃岐・播磨・摂州、右村々海岸附御領私領寺社領村々名主組頭	本紙は竹垣三右衛門様御役所より受取後、長嶋村名主保之助に		
87	12	12	午上刻	兵庫津野所	呼出 熊内村御用材、神戸村浜より大坂廻しにつき、熊内村旅籠へ	x	兵庫津御用先川上金吾助手代江並林八郎印	谷町代官手代	寅12月12日	x	x	x	神戸村役人中			
88	12	14	酉下刻	x	呼出 叔父弥七郎より願文ありにつき	x	川上金吾助御役所	谷町代官役所	寅12月14日	x	x	x	神戸村柴屋平兵衛・右村役人			
89	12	15	辰下刻	x	5日安政に改元	村藤	川上金吾助御役所	谷町代官役所	寅12月14日	x	x	x	神戸村所之もの			
90	12	16	巳下刻	x	呼出	x	西番所	大坂西町奉行所	寅12月15日	x	x	x	2通同着			

91	12	16	巳下刻	x	呼出	x	西番所	大坂西町奉行所	12月15日	x	x	x	神戸村米屋秀吉・2通同着
													林屋芳五郎・山口屋亀吉・所之もの
92	12	20	巳刻	x	呼出	x	東番所	大坂東町奉行所	12月19日	大坂屋定次郎印	用達	x	二ツ茶屋村・走水村・神戸村夫々
													酒造大行司、右
93	x	x	x	x	呼出 兵庫津小鷹町夜宿へ	x	大坂西盗賊方役人	大坂西町奉行所	安政元年12月	x	x	x	神戸村木津屋新右衛門・所之者

備考

記号 (●▲■◆) は、重複するものに対応する。発出元①・②は発出順である。廻状形式の場合は村継としている。「呼出」の場合、宛所は対象者を含む。() は推定される情報を補うものである。

表紙の解説

			1	2	3	4
	9			5	6	
				7	8	
	(裏)			(表)		

- 1 触留が多数展示されていた 2023 年「第 49 回愛知県公文書館企画展 新・収蔵資料展 ～古文書にみる尾張の町と三河の村～」の展示風景 山田洋一撮影
- 2 奈良町の町家をイメージした奈良市史料保存館の外観 山田洋一撮影
- 3 道標「古文書館通り」と川下りの船（船頭さんが「ここ（建物）は柳川の古文書館」と説明されていた） 山田洋一撮影
- 4 柳川古文書館の外観 山田洋一撮影
- 5 仙台伊達家領大肝入(大庄屋)吉田家文書の天保 13 年(1842)「定留」(御用留)の表紙(2011 年東日本大震災の大津波で被災、その後修復) 陸前高田市教育委員会提供 *別表 No.16、コラム 1 参照
- 6 地元の実業家が古物商から買い戻し大正 10 年(1921)に当時の小松町に寄贈された天保 13 年 7 ～ 12 月「小松藩会所日記」の表紙 西条市立図書館小松温芳図書館郷土資料室提供 *別表 No.106 参照
- 7 戦時中に大阪府立中之島図書館に保管を委託され、大阪大空襲から逃れた天保 13 年「御触書承知印形帳」（菊屋町文書）の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.80 参照
- 8 維新期に散逸した加賀前田家治政資料の書写による収集事業で作成され、のちに寄贈された天保 12 ～ 14 年「郡方御触留帳」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫）の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.56 参照
- 9 高田城跡（上越市）に再建された高田城三重櫓 山田洋一撮影

京都府立大学文化遺産叢書 第 37 集

公儀触等の伝達研究と触研究への情報提供あり方研究

編集 山田洋一・東 昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒 606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2025 年（令和 7）6 月 30 日

印刷 株式会社 北斗プリント社
